

# 甲賀市農業委員会だより

2016.2.15

第22号

甲賀市農業委員会

甲賀市水口町水口6053

TEL0748-65-0717

A Q 「農事組合法人  
うしかし」とは?

牛飼地域は、靈峰飯道山の恵みの水と柏川の豊富な水に支えられた圃場があり、傾斜地が約6割、平坦地が約4割という眺望の良好な田園風景が広がっています。

現在の総戸数は146戸で、そのうち農家戸数は78戸で水田面積は約36haです。

昭和47年11月に団体営圃場整備事業が完成し、昭和49年には小麦作ブロッククローテーション（生産／会計一元化）を開始し、平成18年には、農業機械の効率



A Q 現在の取り組みは?

現在の組合員数は78名で、経営面積は約24.5haです。その内訳として、水稻12.5ha、大豆12ha（内種子大豆3.5ha）、麦12haです。特に、平成21年から種子大豆栽培に取り組み、「努力して品質の良い農作物を作りたい」「収量の向上を目指すにはどうしたらよいか」等について積極的に話し合い、更



▲田んぼアート

利用と農地の安定保全を目的として、特定農業団体「牛飼営農組合」を設立しました。この組合を前身に「牛飼の農地はみんなで守る」を合言葉として、平成22年2月に「農事組合法人 うしかし」を設立しました。

また、平成27年には、「うしかし田んぼアート」実行委員会と協力し、次世代の子どもや家族全員が田植から収穫までの体験を通じ、土に触れ合い、農業のす

に、労力や経費の無駄を極限まで省きつつ、省力化を目指した結果、平成23年には、全国豆類經營改善共励会において大豆經營部で農林水産省、生産局長賞を受賞しました。この受賞には、法人支援部（女性部）による種子用大豆分別作業の貢献が大きく、毎年、女性部では分別勉強会を開催し精度を上げております。



A Q 今後の取り組みは?

これまで地域を支えてきていただいた世代の引退が現実となる中で、次の世代法人としては、平成26年より取り組んでいる次世代の育成の「場」として、「語ろう！今後のうしかし」（構成員40歳代、約20名）の活動を充実させ、人材育成を図るとともに、法人設立の趣旨である「集落の農地は、集落みんなで守る」に基づき、激変する農業環境に対応し、全員で英知を出しながらいろいろな問題点を解決していくかと思つております。



▲種子用大豆分別勉強会

ばらしさを実感、再認識していくことを目的として、田んぼアートに取り組みました。

# 農業委員会法の改正について

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案が平成27年8月28日に成立し、同年9月4日に公布されました。これにより、農業委員会法については、農地利用の最適化(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)を促進するため改正が行われ、平成28年4月1日から施行されます。

改正に伴い農業委員の定数も変更され、現在の定数(37名)の半数程度となります。現在就任している農業委員は、平成29年7月19日までの任期であり、次期から新しい体制となります。

変わる!

## 1 農委員の役割が「農地等の利用の最適化の推進」として強化されます

全農地に対する担い手が利用する農地面積の割合を現状の5割から8割に拡大することを政府が目標に掲げるなかで、これを達成するために「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の義務業務として位置づけられました。

これまで農業委員会は、農地法等に基づく許認可事務のほかに、農地利用の確保、農地の効率利用の事務については「行うことができる」と定められていました。今回の法改正によって、これら事務は「農地等の利用の最適化の推進」の事務

として当然に「行う」ことが定められました(農委法第6条第2項)。

農業委員会は許認可だけでなく、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組んでいくべきことが制度的により強固に位置づけられました。

この活動を行う上で、農地中間管理機構と積極的に連携していくことが重要となります。

変わる!

## 2 農地利用最適化推進委員が設置されます

### 1 農業委員会は農業委員とともに地域で活動する推進委員を委嘱します

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するため、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱します。(農委法第17条第1項)。

農業委員会は、区域ごとに農業者等から推進委員の候補者の推薦をもとめ、希望者を募集し、その結果を公表、尊重します。

### 2 推進委員は農業委員会の総会、部会に出席し意見を述べることができます

農業委員会の総会、部会は推進委員に対して担当地域における活動の報告をもとめることができ、推進委員も総会、部会に出席して意見を述べることができます。(農委法第29条)。

農地等の利用の最適化を進めためには、農業委員と推進委員が一体的に連携しあって取り組むことが欠かせません。



変わる!

## 3 農業委員の選出方法が変わります

### 1 公選制から地域推薦・公募に

農業委員の選出方法は、公職選挙法に基づくものから市町村長が議会の同意を得て任命する方法になります(農委法第8条)。

市町村長は、任命に当たって、あらかじめ地域の農業者や農業団体に候補者の推薦を求め、公募も行います。推薦と

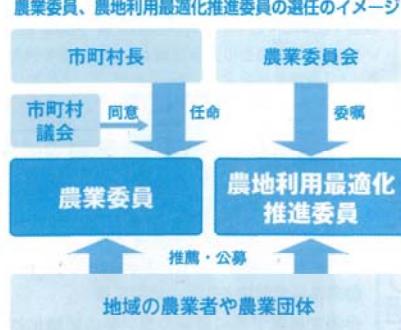
応募の結果は公表が義務づけられ、市町村長にはこれを尊重することが求められています。(農委法第9条)。

### 2 認定農業者を過半に。利害関係者以外も登用を

区域内に認定農業者が少ない場合などを除いて、農業委員の過半は認定農業者であることが求められます(農委法第8条第5項、第6項)。

### 3 女性や青年の登用促進を

農業委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮することが求められています(農委法第8条第7項)。このため、女性や青年の登用に向けた機運を高めることが急務となります。



今後、地域の農事(農業)改良組合長会議等において、改正内容について説明する予定です。

※全国農業会議所発行のパンフレット「ここが変わる! 農委、農地制度」から引用

# 遊休農地対策

## 農業委員による 農地パトロール

農業委員会では、市内全地域を対象に、各農業委員が担当する地域の農地パトロールを実施しています。各農業

委員の農地パトロールの結果については毎月報告され、総会時に農地部会長から結果の報告があり情報を共有し、遊休農地対策に活かしています。(T)

## 一農家の独り言

この頃、農業に携わっているものとして、農業経営の将来に楽しさが消えて、先行き不安に思うことばかり。本当にこれでよいのか。

今の農業政策についても心配でならない。平地で大規模農家に集約される地域は良いが、我々の地域も含め、中山間地の小規模農家が多い地域で集約も出来ないところは、これからどうすればよいのか。

以前は小さな集落でも、「先祖が残してくれた土地を守らなくては」との思いから、土地を荒らすことなく、それなりに自立していた。今は、米の価格の暴落、茶の価格の安さなどのほか、それに追い討ちをかけるかのような農家の高齢化と後継者不足。このままでは、集落から住民すら居なくなる現状だ。真剣にならざるいられない。

今、農業政策が変わろうとしている。貿易の自由化で外国から安い野菜、果樹、米等が入ってくるというが心配で仕方がない。また、所得倍増とか話には聞くが、我々に関係があるのだろうか。さらに、今まで農家として耕作放棄地を無くそうと頑張ってきたが、耕作放棄地に対する課税が強化されるという話まで出てきている。

年々、耕作される農地面積が減少している中、適地適作で小さな耕作でも何処にも負けない野菜、米づくりを頑張って、ブランドとしていかなければならぬと思う。今、言えることは農業政策の中で、小規模ながら生活できる環境の整備と、農家は、安心して野菜作りができる儲かる農業をJAが率先して指導してほしいと思っている。行政もしかり、一体となって考えてほしい。生き残るために何を楽しみにすればよいか考えさせられる。働きがいのある農家を目指し、集落の将来を考え同志で集みたい。そんな一農家の独り言。

(1)

## 甲賀市のサルの状況について

今年は申年ですが、サル対策に手を抜くわけにはいきません。

甲賀市内には現在12群れのサルが生息しており、それぞれ一定のエリア内で移動しています。群れの位置は、甲賀市獣害特別対策室が調査し、メールで配信提供されています。これら位置情報を追い払い活動に活用され、成果を挙げられている集落もあります。サルの出没状況を調べてみると、追い払いネットの設置などの対策が行なわれている集落では出没が少ないこと

の程度進んだことで減少傾向にあります。イノシシとシカの被害については防護柵の設置が一定程度進んだことで減少傾向にあります。クビシングの被害も拡大しています。

甲賀市は、防護柵の設置や追い払い活動、有害鳥獣捕獲の実践など、さまざまな取り組みが行われています。集落リーダーがけん引役となつて、これまで被害の多かつた集落が大幅に被害を軽減させている事例もあります。防護柵の設置で終わらず、定期的な点検と補修管理、追い払い活動や積極的な捕獲など、継続した活動を行うことが大切です。

また、被害が出始めた地域では、集落環境点検を行い、被害状況の把握と計画的な対策の検討が必要です。我々農業委員と致しましても、皆様からの情報や要望を受け、関係機関と連携し、鳥獣被害対策への支援を進めてまいりたいと考えております。皆様のご協力をよろしくお願いします。(K)

## 農政部会シリーズ 獣害対策

# 獣害対策



## 農業者の代表機関として市長に建議提出



今年度も農業委員会では、市の農業施策に農業者の意見を反映させるため、前年の建議の検証と、認定農業者や茶業経営者との意見交換会での貴重なご意見等をもとに、建議検討委員が内容を協議し建議書としてとりまとめ、平成27年10月29日、中嶋市長に提出いたしました。

の育成。

(5) 農地中間管理事業を活用した農地集積への支援。

### 4. 有害鳥獣対策について

(1) 捕獲頭数増加のための猟友会会員の確保。

(2) 獣害被害防止柵事業による支援の継続。

(3) 猿害対策として継続的な個体数の調整。

### ■甲賀市農業施策に関する建議書（概要）

#### 1. 補助制度について

(1) 農業施設修繕（材料支給等）補助制度の追加。交付金制度等の周知。

#### 2. 遊休農地対策について

(1) 遊休農地対策のための計画的な事業実施。

(2) 耕作放棄地解消計画の策定。

#### 3. 担い手の育成・確保対策について

(1) 人・農地プラン作成に関する集落への支援。

(2) 新規就農者への相談窓口の充実等の支援。

(3) 買換え農機具等に対する支援。

(4) 次産業化等を取り入れた経営体

### 5. 地産地消の推進と甲賀産農産物のブランド化について

(1) 地元産米の消費拡大に関する支援

(2) 甲賀野菜の生産拡大と食育畠を活用した食育の推進。

(3) 甲賀野菜の生産体制の整備と消費者への販売促進。

(4) 茶業後継者の経営安定への支援。

### 平成27年取扱い件数

平成27年、一年間に農業委員会総会に提出された取り扱い件数をまとめました。

農地法第2条による非農地証明申請	28
農地法第3条許可申請	48
農地法第4条許可申請	44
農地法第5条許可申請	86
農地法第4条・第5条による事業計画変更承認	-
民事執行法による農地等の売却に係る農地法の処理	1
農地法第4条届出	14
農地法第5条届出	43
農地法施行規則第32条届出	2
農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画決定(利用権等設定)	1,790
農業経営基盤強化促進法による農業経営改善計画認定申請	13
農業経営基盤強化促進法による特定農用地利用規程認定申請	-
田畠転換等形状変更届出	10
経営改善資金利用計画認定申請	-
その他(農地・非農地判断、農用地利用配分計画意見等)	7
計	2,086

6. 公共施設（道路・河川）の適正な管理について  
 建議内容の詳細については、市ホームページでも閲覧できます。  
<http://www.city.koka.lg.jp/3935.htm>

(5) 茶品評会における出品茶への補助等。



▲ 認定農業者との意見交換会

2015年11月14日、15日の両日にJA主催の大農業祭が開催され、甲賀市農業委員会も「おいしさ再発見！新鮮な地元野菜を食べよう！」をテーマに参加しました。今年度も農政部会委員が中心となり、地元の野菜生産団体の協賛もいただき、甲南町塩野地先で不耕作地解消事業として、農業委員自らが汗を流して栽培した野菜を販売しました。

農業委員会で栽培した野菜は、大根、日野菜、かぶ、里芋、生姜、サツマイモで、特に、サツマイモは、当委員会の目玉商品「焼き芋」として販売しました。2台のドラム缶型コンロ台を用い、適度の大きさに切った芋を、濡らしたキッヂンペークで包み、更にその上からアルミホ



## 2015 大農業祭に出展

初日は、あいにくの雨模様で風も強く、人の出足がもう一つでしたが、翌日には晴天に恵まれ、多くの人達が各ブースで必要な品々を調達され、盛会裏に閉幕しました。（N）

その他に農業委員会の活動をアピールするコーナーとして「農業クイズ」に多くの人が挑戦し、回答を頂いた方に景品をおわたらしました。

香りを漂わせる農業委員会ブースの「焼き芋」は人気があり、2日目の午前中に完売となりました。次回は、もう少しサツマイモの栽培量を増やして、皆さんの要望に応えたいと感じました。

イルで包んで焼きますが、焼きあがるまでには約30分を要します。会場に特有の香りを漂わせる農業委員会ブースの「焼き芋」は人気があり、2日目の午前中に完売となりました。次回は、もう少しサツマイモの栽培量を増やして、皆さんの要望に応えたいと感じました。



### 女性農業委員活動

## 食育畑交流会 水口町柏木小学校

昨年12月10日に柏木小学校の4年生を対象とした食育畑交流会が開催されました。食育畑での人参の収穫体験とスクール農園で作った「かんぴょう」と「サツマイモ」などを使った料理実習を行いました。参加した子どもたちは、「こんなに、かんぴょうに甘みがあるなんて、知らなかつた」と驚き、そのおいしさに舌づみを打っていました。

「かんぴょう」の歴史はたいへん古く、4世紀の終わりにインド、中国、

朝鮮を経て、日本に伝わってきたと言われています。水口では岡山城主の長東正家が農家に作らせたのが始まりと言われており、農家の生活を豊かにしたと伝えられています。「かんぴょう」は一年中使え、進物用としても多くの人に喜ばれています。

水口の伝統野菜のかんぴょうを多くの人に「水口の味」、「故郷の味」、「おふくろの味」としていつまでも親しんでもらえるよう体験を通して伝承していきたいと思います。

食育畑交流会は、地域の子どもたちに野菜を育てる楽しさを知つてもらい、家庭の食卓にのぼる野菜、果物を増やしてもらおうと十数年前から始まつた体験型の取り組みです。このようなり組みを通して、自分たちが育てた米、野菜ができることで農業や食料の大切さを実感できるように思いました。小さい頃より少しづつ体験することにより、子どもの食に対する気持ちが豊かに育っていくのではないでしょか。

食を通して優しさのあふれる環境を後世に繋いでいきたいと念じます。（Y）



## 地域で農業 頑張っています!

谷口さんは、もともとは会社勤めをされていましたが、主に有機・無農薬栽培、多品種少量生産



による経営をされている東近江市の農業生産法人「晴れやかファーム」で1年間の研修を受けた後、地元で本格的に就農されました。現在は、主に野菜を栽培されており、玉葱、キャベツは契約栽培によりJA

へ、人参は元研修先へ出荷されています。また、自分でデザインしたパッケージを使って人参、ゴ



谷口 裕一さん (信楽町牧)

ボウ、小松菜などの乾燥野菜や黒米、減農薬米の直販も考えておられます。

今後は、農地をどのように守っていくかを含めて、地元の担い手として認めてもらえるよう規模拡大と複合経営を行い、生まれ育った信楽町牧を玉葱の産地にし、地元で稼げる農業を目指していきたいと語っておられました。 (T)

# 全国農業新聞



■発行日 毎週金曜日

■購読料 1ヶ月 700円

■申込 農業委員会事務局  
または地区農業委員会へ

農業情勢が日々ぐるりと変化する中、農業委員会制度についても改正されました。今後も農業委員会制度の改正内容も含めて、農業者の皆様にわかりやすく読んでいただける広報誌の編集に努めて参ります。

編集後記

### 国が支える。安心が大きくなる 担い手積立年金 農業者年金

安心で豊かな老後のため、農業者年金に加入しましょう!!

#### 農業者年金加入条件

農業者年金は、次の要件を満たす方はどなたでも加入できます。

- 60歳未満の方
- 年間60日以上農業に従事  
(配偶者・後継者も可)
- 国民年金第1号被保険者



お問い合わせは…

甲賀市農業委員会事務局 TEL 65-0717  
JAこうか農業振興課 TEL 62-0720

旧年金の経営移譲年金を受給されている方で、後継者に委譲した農地を転用される場合、年金が減額されることがありますので、事前に農業委員会事務局までご相談ください。